

機械の無人運転における安全確保等に関する専門家検討会開催要綱

1 趣旨・目的

近年、産業の場で使用される様々な機械の無人運転（遠隔運転・自律運転等）に関する技術が開発され、一部では社会実装されつつある。無人運転の機械を使用した作業においては、機械周辺の作業者の危険防止や適切な運転操作の実施等の観点から、労働災害防止のために必要な措置を検討する必要がある。

検討に当たっては、機械の使用が想定される具体的な作業ごとに、作業内容や機械周辺の作業者の状況を含む周辺環境、使用される機械の運転制御方式やその技術水準の実態を把握・確認した上で、作業ごとに必要となる労働災害防止のために必要な措置や技能水準等を決定するための基本的な考え方を整理する必要がある。

その上で、具体的な運転制御方式や周辺環境に当該基本的な考え方を当てはめ、労働災害防止措置の内容や水準を決定する必要がある。

これら検討を行うため、学識経験者、関係省庁（オブザーバー）による検討会を開催し、下記事項の検討を行うこととする。

2 検討事項

- (1) 無人運転の社会実装が検討されている機械について、当該機械の運転制御方式及び技術水準並びに労働者の混在状況等の周辺環境等の実態の把握・確認
- (2) 作業ごとに必要となる労働災害防止のために必要な措置や技能水準等を決定するための基本的な考え方の整理
- (3) (2) の考え方を踏まえた具体的な状況における労働災害防止措置の内容及び水準の検討
- (4) 上記に掲げるほか、機械による労働災害防止に関する事項

3 構成等

- (1) 本検討会は、検討すべき内容に応じ、厚生労働省労働基準局安全衛生部長が別紙の構成員名簿に記載されている者のうちから構成員を指名して開催する。
- (2) 本検討会に座長を置き、座長は議事を整理する。
- (3) 座長に事故があるときは、座長代理を置き、座長代理は議事を整理する。
- (4) 本検討会は、必要に応じ、構成員以外の者に出席を求めることができる。
- (5) 本検討会において、事務局の推薦に基づき別紙の構成員以外の者を新たに構成員として指名することができる。

4 その他

- (1) 検討会、会議資料及び議事録については、原則として公開するものとする。ただし、個別事案を取り扱う場合においては、個人・企業情報の保護の観点等により、公開することにより、特定の者に不当な利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある場合等において、座長が非公開が妥当であると判断した際には、非公開で実施することもできるものとする。なお、非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開する。
- (2) 本検討会の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課において行う。

機械の無人運転における安全確保等に関する専門家検討会 構成員名簿

(全般に関する事項)

櫛引 豪	(一財) 日本品質保証機構認証制度開発普及室 室長
齋藤 剛	(独) 労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所新技術安全研究グループ 部長
清水 尚憲	(独) 労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所新技術安全研究グループ 特任研究員
中村 瑞穂	職業能力開発総合大学校能力開発院能力開発基礎系 教授
比留川 博久	(国研) 産業技術総合研究所 名誉リサーチャー

(個別の作業・施工に関する事項)

犬塚 秀世	(国研) 海上・港湾・航空技術研究所港湾空港技術研究所インフラDX研究領域サイバーフィジカル研究グループ 主任研究官
川俣 裕行	(国研) 土木研究所 技術推進本部長
陣川 雅樹	(国研) 森林研究・整備機構森林総合研究所林業工学研究領域研究専門員
富田 宗樹	(国研) 農業・食品産業技術総合研究機構農業機械研究部門システム安全工学研究領域 領域長

(機械等の設計・制御に関する事項)

石川 将人	国立大学法人大阪大学大学院工学研究科 教授
畠 幸男	国立大学法人長岡技術科学大学大学院工学研究科修士課程工学専攻システム安全分野 非常勤講師
中坊 嘉宏	(国研) 産業技術総合研究所研究戦略本部ウェルビーイング実装研究センター 副研究センター長
永谷 圭司	国立大学法人筑波大学システム情報系情報工学域 教授
林 和信	(国研) 農業・食品産業技術総合研究機構農業機械研究部門知能化農機研究領域 領域長
山下 善之	国立大学法人東京農工大学 名誉教授

(50音順)

関係省庁（オブザーバー）

国土交通省大臣官房参事官（イノベーション）グループ
 国土交通省港湾局参事官（技術監理・情報化）室
 農林水産省農産局技術普及課
 林野庁森林整備部研究指導課